

掲示文書一覧(市長分)

令和7年5月14日

| 種別 | 番号 | 題名 | 主管課 |
|----|-----|--------------------------|----------|
| 告示 | 305 | 納税通知書の公示送達について | 市民税課 |
| 公告 | 201 | 収容動物の公示について | 動物管理センター |
| 公告 | 202 | 開発行為に関する工事の完了について | まちづくり指導課 |
| 公告 | 203 | 姫路農業振興地域整備計画の変更案の縦覧等について | 農政総務課 |
| 公告 | 204 | 制限付一般競争入札について | 契約課 |

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 305号

令和 7年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

2 送達すべき書類

令和6年度（2024年度）市民税・県民税・森林環境税 納税通知書

令和6 年度

納税通知書公示送達対象者一覧

| No | 氏名・名称 |
|----|-------|
| 1 | 岸田 保義 |

姫路市公告第 201号
令和 7年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

| 収容年月日 | 収容場所 | 種類 | 種別 | 性別 | 毛色 | 体格 | 特徴 | 負傷の程度 | 保管の場所 |
|---------------|-------|----|------|----|----------|----|------|-------|-----------|
| 令和7年4月 30日 | 姫路市本町 | 猫 | ミックス | メス | キジト ラ | 小 | 首輪なし | 前肢麻痺 | 姫路エルザ動物病院 |

- 1 公示期間は、令和 7年 5月14日から同月16日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741

姫路市公告第 202号

令和 7年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
令和7年1月7日
姫路市指令土第1-64号（24）
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
姫路市飾磨区高町一丁目356番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
姫路市飾磨区付城一丁目91番地5
八木 敏彰

姫路市公告第 203号

令和 7年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路農業振興地域整備計画の変更案の縦覧等について

姫路農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案について変更理由を付して、この公告の日の翌日から起算して30日間（令和7年6月13日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に本市の住民は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更案に対して、本市に意見を提出することができる。

また、農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（令和7年6月28日まで）に本市にこれを申し出ることができる。

1 意見書の提出先等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内

に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：noseisomu@city.himeji.lg.jp

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外の事項を記載して提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。ただし、特定の個人を識別しうる情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せて対応するものとする。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、農業振興地域整備計画の変更公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ農業振興地域整備計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。

なお、その際には、農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送又は持参による提出のみとする。提出期限は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日（以下「提出期限日」という。）とする。

なお、郵送によるものは提出期限日の消印のあるものまで、持参によるものは提出期限日の午後5時20分までに持ち込まれたものを提出期限内に提出されたものとする。

郵送先：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

持参による窓口：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うこと。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次に掲げる事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類、その者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

姫路市公告第 204号
令和 7年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

下記の物品調達について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

また、本件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

| | | |
|-----------|---|--|
| 調達物品名 | 災害用トイレトレーラー | |
| 数量 | 5台 | |
| 納入場所 | 指定場所 | |
| 納入期限 | 令和8年3月31日 | |
| 入札参加資格 | 登録業種 | 自動車、自動車部品 |
| 入札参加申込み | 申込書等配布及び入札参加申込期間 | 令和7年（2025年）5月14日午前9時30分から同月22日正午まで |
| | 追加提出書類 | 無 |
| 特例政令 | 業者登録名簿に登録されていない特例政令第2条第2号に規定する欧州連合等の供給者の入札参加申込み及び業者登録名簿への登録申請期間 | 令和7年（2025年）5月14日午前9時30分から同月22日正午まで |
| | 追加提出書類 | 無 |
| | 登録申請の結果通知 | 令和7年（2025年）5月23日までに行う。 |
| 仕様質疑 | 質疑受付期限 | 令和7年（2025年）5月22日正午まで |
| | 回答開始日時 | 令和7年（2025年）5月23日午前9時30分以降 |
| 見本の確認又は貸与 | 不可 | |
| 契約条項を示す期間 | 令和7年（2025年）5月14日から同年5月26日まで | |
| 入札の方法等 | 入札書の提出期間 | 令和7年（2025年）5月27日午前9時から同月28日午後4時まで（電子入札システムの休止時間を除く。） |

| | | |
|----------|---------------|---|
| | 電子入札の認証方式 | 簡易認証方式 |
| | 入札書に入力する金額 | 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む金額（税込総額） |
| 開札 | 開札日時 | 令和7年（2025年）5月29日午前9時15分 |
| | 開札場所 | 姫路市財政局財務部契約課 |
| 入札参加資格審査 | 資格審査提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・ 関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・ 市税の納税証明書 ・ 国税の納税証明書 |
| | 資格審査書類提出期限 | 落札候補者の連絡を受けた日の翌々日（当該日が姫路市の休日を含める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日に該当する場合は、当該日の翌日以降の最初の本市の休日ではない日）の正午 |
| | 非落札に対する理由請求期限 | 令和7年（2025年）6月4日 |
| 議会の議決 | | 要する |
| その他 | | 令和7年姫路市公告第106号「令和7年度制限付一般競争入札共通事項について（物品）」に定めるとおり |